

港湾のパラダイム転換

—港湾と港湾機能の態勢整備に関連して—

富田 功

(港湾職業訓練短期大学校)

目 次

はじめに (問題意識)

- | | |
|----------------------------------|--------------------------|
| 1. 港湾と港湾機能の態勢整備を
めぐる基本的性格と問題点 | 3. 新しいパラダイムの特質 |
| 2. 港湾における新しいパラダイム
の確立 | 4. 新しい港湾のパラダイムと
基本的課題 |

はじめに (問題意識)

近年経済活動の面での国際化、情報化、そして規制緩和化の趨勢が一段と進展している状況のもとで、港湾と、港湾機能をめぐる変革の気運は、従来以上に高まってきている。つまり、国際的に生産活動の面で海外・現地化が進むにつれ、これに対応して流通、広報活動等の面で経済的条件として現地国との提携、協調策はもとより、その文化、習慣等の社会的諸条件の理解、認識が次第に重要となりつつある。

そして一方で、そのための国際的企業経営情報、社会的文化情報等の基盤整備も一段と推進されてきており、この面での情報化の果たす役割は、急速に拡大してきている。と同時に他方では、そうした条件整備の推進、促進活動の一環として、産業経済活動をめぐる規制緩和政策が広く浸透し、競争を基盤とする自由かつ公正な企業経済活動が一層展開されている。

主として経済活動をめぐるそうした諸事情、諸条件の展開裡で、今日、経済・社会的に港湾と港湾機能に求められている点は、それらの国際的志向ではないかと考える。

顧みて、わが国港湾の基盤整備は、周知のように港湾整備5カ年計画のもとに行われ、そして港湾機能の態勢整備は、主として港湾法、港湾運送事業

法、及び港湾労働法を基軸として形成、推進されてきたわけである。

この間、港湾と港湾機能をめぐる時代的要請は基本的に、その外部経済活動主体——主として港湾依存産業等——の変動条件に対応するための諸事情を中心に据えてなされてきた傾向にある、と言っても決して過言ではないであろう。その意味では、港湾と港湾機能をめぐる時代的要請は、決して「内生的」なものではなく、「外生的」なものと言えよう。もしそうであるならば、それはいかなる要因に基づくものなのか、そして、もしそれが「内生的」に展開されることの方が望ましいとすれば、いかなる条件整備が必要なのか——この小論では、そうした観点から問題提起を行うとともにその基本的課題等について考えてみたい。

1. 港湾と港湾機能の態勢整備をめぐる基本的性格と問題点

(1) 港湾と港湾機能の態勢整備

港湾が歴史的に、経済・社会のインパクトに対応して生成、発展してきた事情は周知の通りである。港湾にヒト、モノ、そしてカネが集まり、つまり、それらが労働力、貨物、資本に変化し、その結果、港湾を中心として市場が形成されるとともに、経済取引が展開され、これに対応して港湾をめぐる諸機能が漸次整備されるに伴い、一定の「港湾圏」が確立されるようになったわけである。その意味では、本来歴史的には、単に港湾と言うよりも、むしろ「港湾」と言う方がより適切と思われる。

したがって、「港湾」と言う場合には、そこに資本、労働力、用地と、そして情報の各要素が投入されて「港湾サービス」が産出され、しかも使用者、労働力、つまり、消費者としての人間が参画している状態であると考えべきであろう。

「港湾」が、そうした状態で構成されているとするならば、港湾機能は、このことを目的として形成され、発揮されるべき性格のものであることは言うまでもないであろう。したがって、港湾機能の態勢整備は、その時代的要請等を受けて政策的に推進、促進されるはずであり、そして基本的に「港湾」のそうした構成条件なり、構成要因を考慮して行われるはずのものである。

しかし現実には、港湾機能の形成と発揮は従来、港湾の利用主体者—主として港湾依存産業等—を軸に据えて展開されてきた傾向にあり、その限りでは、港湾機能の態勢整備は政策的にその利用主体者に重点をおいてなされてきたと考えられる。そうであるとすれば、港湾機能の態勢整備に対する時代的要請は、限られた、しかし経済的には、最大の資本を有する側の意向を強く反映させるという性格にならざるをえないであろう。

したがって、そのように時代的要請として反映させて整備された港湾機能態勢は必ずしも「港湾」の全構成主体者、換言すれば、「港湾サービス」の全消費者の意向を充分反映させたものとは言えないであろう。その意味では、港湾機能の態勢整備は本来、政策的には「港湾」を中心に据えて推進されるべき性格のものと言えよう。

そうした条件整備の対策こそ、今後の港湾機能の態勢整備の基本的方向と思われる。この場合、検討すべき課題は、政策的に最大、かつ最も困難とされる公共性、ないしは公共規制の問題と考える。

(2) 港湾機能の発揮と公共規制政策⁽¹⁾

港湾と、そして「港湾」は本来的に、各々構成条件なり、構成要因が異なるとすれば、その機能の発揮は必然的に、異なるとみるべきであろう。つまり、前者の場合は、なによりも経済性、ないしは効率性の追求が基本原則であり、したがって、社会性の追求は、それに付随する原則と考えられる。これに対して後者の場合は、経済性、ないしは効率性と、社会性の追求が基本原則と考える。

このように、港湾機能の発揮をめぐる基本的な相異は本来、港湾と、そして「港湾」が各々、経済・社会活動の中で果たすべき役割の重要性に起因すると考えられる。つまり、単に港湾と言う場合、その機能発揮の主たる対象は「資本」であり、これに対して「港湾」の場合は、「資本」と「消費者」が、その主たる機能発揮の対象である、と言えるであろう。

したがって、港湾と、そして「港湾」の機能的発揮をめぐるこうした相異は、主としてその時代の経済・社会活動の展開、発展の仕方と密接不可分な関係にあると考える。つまり、経済活動が絶えず社会活動に先行して段階的によ

り高度に発展していく時代には、港湾の機能として要請される点は、「資本と労働」の生産性向上策に寄与するための発揮が基本であり、そして、経済活動がより高度に発展するに対応して社会活動もより一層多様化していく時代には、「港湾」の機能として求められる点は、さきに述べた経済的な面での寄与策だけではなく、広く、人間としての社会的共同消費策⁽²⁾の面でも寄与することであろう。

こうして経済・社会活動の展開、発展の仕方をみていくと、港湾から「港湾」へ転換すべき機能的発揮のための条件整備は急速に高まってきていると思われる。

そうした変動過程で、経済・社会的に問われなければならないのは公共規制の問題であろう。

歴史的に公共規制の問題は、その時代の経済・社会の背景にある諸問題の解決、ないしは改善すべき性格としての課題であり、したがって、この問題への政策的対応の仕方なり、取り組み方は、政策当局の「診断と処方箋」に依存するところが大きい、と言えよう。その意味では、公共規制政策は歴史的に、政策当局の「診断と処方箋」に基づいて展開されてきたとも言える。またその限りでは、政策当局の「診断と処方箋」は、その時代の経済・社会のあり方をも規定するところが大きい、と言えるであろう。

顧みて、政策当局は従来港湾機能の順当な発揮のために、公共規制の問題にどのように取り組み、その結果、どのような効果をあげたのであろうか——港湾における公共規制の問題をめぐる政策当局の「診断と処方箋」の性格について、若干考えてみたい。

歴史的に港湾は、総合的な行政対策の「場」⁽³⁾であると同時に、一方で、総合的政策対象の「場」でもある。そうであるならば、その時代の港湾に要請される機能の発揮は、基本的には、わが国の国際貿易を充実、強化させ、そして国際競争力を低下させないための政策の一環として展開されてきた傾向にあると考えられる。つまり、その時代の港湾機能に要請されるのは基本的に、国際貿易を推進、促進する港湾依存産業の経済性、ないしは効率性追求策としての施策と思われる。

したがって、港湾機能の発揮をめぐるの公共規制政策は必然的に、港湾依存産業のために傾斜しやすくなっていくであろう。その意味では、そうした公共規制政策は本来、経済・社会的にも広く問われなければならない性格のものと言えよう。

この場合、それに関連して政策当局の「診断と処方箋」が真に、港湾機能をめぐる現実の問題を改善し、そして、それをより望ましく「回復させる」ものか否か——こうした検討こそ、ここでは併せて問われなければならないであろう。

(3) 港湾機能の態勢整備をめぐる問題点

現実の港湾機能の態勢は制度的に、法的措置のもとに整備されてきたことは周知の通りである。つまり、港湾法を基軸とする、秩序ある計画的な港湾の管理・運営と、それに基づく一連の「促進法」（昭和28年）、「緊急措置法」（昭和36年）等により計画的に港湾整備が行われ、そして一方で、「ソフト」面での対応策として、港湾運送事業法により漸次近代的な港湾運送機能態勢が整備され、他方で、港湾機能の充実策等の一環として、港湾労働法により港湾労働対策が打ち出され、次第に、港湾労働をめぐる近代的な需給態勢が整備されてきたのである。

今日、そうした港湾機能の制度的な態勢整備の過程で問われなければならないのは、当該機能の担い手の「主体性」の問題、つまり、その経済主体として、きわめて自由に意思決定等をなしたのか否か——この点が第1の問題と考えられる。

つまり、法的措置のもとで制度的に態勢整備を確立していく場合、規制当局が、当該経済主体すべての競争力を十分検討して、考慮に入れた諸対策であったのか否か——この点は必ずしも、問題の余地がなかったとは言えないであろう。とりわけ港湾運送機能を担う経済主体の競争力は、料金規制策により十分保証されるものとならなかったのではなかろうか。その限りでは、港運料金政策が、所期の規制効果——たとえば需要拡大効果等——をあげたととしても、真に実践的経営効果——たとえば供給コストの総体的低減効果等——をあげたか否かは、おそらく疑問の残るところと思われる。

次いで、問題視されるべき点は、港湾管理・運営機能の担い手である港湾管理者の主体的な、もしくは自立的な機能発揮の問題である。つまり、港湾管理者は基本的に、Public Organizerであって決してPublic Agentではないはずである。しかし現実には、港湾管理者の機能は、港湾機能の構造からすると、Public Organizerとしての役割を發揮する以前に、常にPublic Agentとしての役割を發揮しなければならないような仕組みと考えられる。この点、法的制度によるそうした形成過程のもとでは必然的な、あるいは不可避的な方向と思われるが、もしそうであるにしても、港湾管理者には、十分Public Organizerとしての役割が与えられて然るべきと考える。こうした問題の一端は、たとえば、現実の港湾施設料金対策からも窺い知ることができるであろう。

そして、第3に問われなければならない点は、港湾労働の総体的安定化のための問題である。つまりコンテナ化以降、港湾労働の機能的役割は総体的に縮小化の方向にあるが、本来港湾機能の順当な、もしくは健全な發揮のためには、基本的に港湾労働それ自体の安定化——とりわけ経済的条件の面での総合的安定化等——を確保し、確立するための対策等が必要であろう。この点、従来港湾機能の態勢整備をめぐって最も立ち遅れてきた対策ではないかと考えられる。換言すれば、この問題は規制当局が本来、港湾機能の態勢整備の過程で、港湾労働の果たす基本的役割なり、その基本的位置づけ等を必ずしも十分認識してこなかった点に起因するところが大きいと思われる。

それでは、こうした基本的問題を解決し、改善していくために、今日経済・社会的に最も望まれている点はなにか——それは、港湾における新しいパラダイムの確立である、と考える。

注(1) 喜多村昌次郎著『港湾産業』成山堂、昭和49年6月、参照

(2) ここでは、たとえば、ウォーターフロント市場の形成策が該当するであろう。

(3) この概念は、北見俊郎教授によって主導されたのがその嚆矢と思われる。

北見俊郎著『港湾総論』成山堂 昭和47年3月、参照

2. 港湾における新しいパラダイムの確立

(1) 従来の港湾におけるパラダイム

—主として従来 of 港湾機能の態勢整備に関連して—

戦後から今日に至るまで、港湾がわが国の経済・社会活動の展開過程で重要な役割を果たしてきたことは衆知の事実である。ある意味では、港湾あつての、わが国経済活動ではなかったかとも言えるであろう。換言すれば、わが国経済活動の諸機能は、港湾機能の態勢整備の推進、促進過程のもとで充実、強化されてきたとも言えよう。

そうした過程で港湾に期待されたのは、言うまでもなく、経済的機能の充実、強化策であり、それはまた、必然的方向であったと思われる。そして、そこで港湾に最も望まれた点は、主として港湾依存産業の経済性の追求の原則を基軸に据えた機能的態勢整備であり、と同時に他方で、港湾の管理・運営機能と運送機能もまた、主としてこうしたことのための態勢整備ではなかったのではなかろうか。

もしそうであるならば、戦後から今日に至るまでの港湾のパラダイム（理想像、ないしは理想とする構想⁽¹⁾）は、施設中心型の、もしくは施設優先型の機能の発揮が基本とされたのではなかろうか、と考えられる。換言すれば、そうした時代的背景として港湾に要請されたパラダイムは、なによりも、「ハード」対応型、ないしは即応型の港湾と、港湾機能の整備が重点とされてきたのではないかと思われる。その限りでは、基本的にヒトよりも、モノを中心とした港湾であり、そしてまた、港湾機能の態勢も、そのことを主たる目的として整備されてきた傾向にある、と言えるであろう。

こうしたパラダイムのもとでは、ヒト、つまり人的資源、もしくは労働力は、第二義的とされやすく、そしてまた、港湾における人間としての存在性も、きわめて軽視されやすい傾向となるであろう。この点、たとえば、港湾荷役作業における深夜労働環境、あるいは港湾における「立入禁止区域」の存在等からも窺い知れるであろう。

しかも、こうしたパラダイムが規制当局によって基本的に改革されたり、改善されることなく永続すると、港湾の存在が次第に、内部的に、そしてま

た、外部的にも、人間と遊離しやすくなってしまいう傾向にある。そして結果的に、港湾から漸次、「人間の存在性」が希薄化し、『港湾は“イメージが暗い”』、『港湾には就職したくない』、『港湾は、“3K”』等という声が、社会的に拡大していくという傾向を招いているのではないかと思われる。その限りでは、港湾と人間の経済・社会的な関連性、あるいは融合性は本質的に、なお依然として強まらないのではないかと考える。

したがって、今日港湾と人間の経済・社会的な関係を従来と異なってより一層緊密なものとしていくためには、確かに、これまでのそうしたパラダイムは改革、改善されなければならないであろう。

そして、その気運は今日、とりわけ港湾を基軸とする国際化が拡大している環境条件のもとで急速に高まってきているのである。

②新しい港湾のパラダイム

近年、港湾にも「押し寄せてきた」国際化という「新たな波」は、これまでそこによどみなく流れていた「旧来の波」を徐々に、しかし、確実に変えようとしている。そして、この「波」はおそらく現在の資本主義経済体制が国際的に存続する限り、今後も小さくこそならず次第に大きくなっていくと思われる。

やがて、歴史的経過とともにそうした「波」は、従来の環境条件を変えて新たな環境条件創出の契機ともなるであろう。つまり、港湾における国際化の「波」は、そのパラダイム転換の契機でもあり、そしてまた、それは港湾の変革条件を広く、経済・社会的に認識させると同時に、一方でこうした気運を従来以上に醸成させていくものとなるであろう。

従来港湾のパラダイムに欠落しやすい、ある意味では、疎外され、また軽視されやすい傾向にあったのは、ヒト、労働力、そして人間、であったことは周知のことと思われる。したがって、少なくとも、そうした基本的要因を無視したり、軽視したりすることのない、新しい港湾と、そして新しい港湾機能態勢の整備こそ今後の新しいパラダイムの核であり、そしてまた、その基本的条件でもなければならぬと考える。つまり、それは、ヒト、労働力、そして人間中心型の、もしくは優先型の港湾であると同時に、港湾機能の態

勢整備が基本とされるものでなければならぬであろう——これこそ今後、港湾においてさらにその進展が予想される国際化の「波」に的確に対応しうるものと考えられる、新しいパラダイムである。

こうした新しいパラダイムのもとで、ヒト、労働力、そして人間は本来的に、復活し、そしてまた、活性化されるのではないかと思われる。換言すれば、新しいパラダイムは、港湾機能を構成する人的資源、そしてまた、港湾労働としてそれに積極的に、かつ主体的に参画しうる態勢整備と、そして一方で、一般市民、ないしは港湾都市・地域住民の港湾と港湾機能に対する正しい理解、認識と、そして接近性、親近感等を、従来と違ってより一層醸成し、高めていくであろう。

そして、そうした新しいパラダイムが漸次経済・社会的に浸透し、一方で、経済・社会活動の面で情報化、規制緩和化の「波」が大きなインパクトを与えるにつれて、従来の港湾環境条件は急速に、変革化の方向を辿っていくであろう。

こうして、新しい港湾環境の創出条件が広く、経済・社会的に形成、育成されていく過程で、さきにみたような、『港湾は、“イメージが暗い”』等々という声も次第に、改まり、消滅していくのではないかと思われる。

したがって、新しい港湾のパラダイムの確立こそ、基本的に従来の港湾と、港湾機能をめぐるヒト、モノ、カネ及び情報、換言すれば、労働力・非労働力、施設・設備、資本及び経営・管理技術のあり方等を見直し、変革していく契機になると考える。

注(1) 加護野忠男著『企業のパラダイム変革』講談社、昭和63年3月、参照。

土屋守章責任編集『現代の企業戦略—成長と生き残りのための理論』有斐閣、1990年1月、参照

3. 新しいパラダイムの特質

(1) 新しいパラダイムの意義

港湾をめぐって広がろうとしている国際化の「波」は漸次、人々に港湾の

国際的役割の重要性を一層理解、認識させていくとともに、そして一方で、港湾と港湾機能をめぐる国際的な関心をより深めさせていくと思われる。

本来港湾整備と、そして港湾機能態勢の整備は、前者が先行（後続）して後者が後続（先行）するという「不均衡」の性格ではなく、むしろ「同時性」のもとに推進、促進されるべきはずの性格のものであり、その限りにおいて、そうした関係を通じて港湾と港湾機能のあり方が、人々に正しく、社会的に理解、認識されるのであり、そして結果的には、『港湾の“イメージは明るい”』、『港湾で、就職したい』、『港湾は、“3Kなんかではない”』という声が次第に、社会的に定着していくはずである。

しかし現実には、わが国では従来、そうした関係が必ずしも形成されてきたとは言い難い。つまり、そうした関係は、往々にして「不均衡性」を帯びてきた傾向にあり、その意味では、それが、是正されるべきはずのものであったことは周知のことと思われる。

そして、そうした関係を国内の経済・社会活動の面だけではなく、広く国際的にも是正していく契機となるのは、もとより言うまでもなく、国際化の「波」である。

したがって、国際化の「波」は、人々を、労働力、非労働力であることを問わず従来以上に港湾と、港湾機能のあり方に積極的に参加させ、そして、その望ましい国際的共通、相互理解をより一層高めていくものと思われる。

それゆえに、国際化のインパクトを大きく受け、新たに港湾に確立されるパラダイムは本来的に、人間の経済・社会的意識を変え、当該組織の態勢整備をより弾力的にし、そして一方で、当該企業経営体の競争力をより強め、他方、港湾労働の意識を変え、その主体的地位の向上をより高めていく等々、こうした基本的な変革を成し遂げていくであろう、と考える。

(2) 新しいパラダイムの特質

第1に、変革性である。

従来の港湾のパラダイムのもとで、港湾と港湾機能の改善、改革等をめぐる基本的な問題・課題提起等はその性格上、往々にして港湾の「外部」からなされてきたものがほとんどであり、したがって、その「内部」からなされ

てきたものはきわめて少なく、その限りでは、従来そうした関係の改善、改革等は「外部」志向型であり、そしてまた、「外部」依存型の傾向でもあったと言えるであろう。

換言すれば、こうした傾向は基本的に、その外部経済資本の合理化策追求のためのものであり、その意味では決して、本質的に人間の基本的欲求等の追求のためのものではなかったと言えよう。そうであるならば、従来の港湾と港湾機能は、より本質的に、「人間不在」の諸関係、仕組みにあったのではないかと思われる。

たとえ経済・社会活動の展開、発展がどのような諸関係、仕組み等にあるとも、人間が港湾づくりのために生かされ、そしてその機能の発揮のために、人間資源、そしてまた労働力として活用される条件整備こそ、本来の港湾のパラダイムであるはずである。この点、従来のパラダイムには、往々にして見落とされ、見失われていたのではなからうか。

したがって、国際的共通、相互理解が従来にもましてより一層必要不可欠な環境状況とされる今日、新しい港湾のパラダイムは、そうした変革を基本理念として据えるものである。

第2に、戦略性である。

パラダイムには本来、戦略が具備されているものである。つまり、いかなる企業経営体態勢のもとでも、戦略なくしてその理想像は生まれはしないであろう。換言すれば、企業経営体の理想像が生まれる背景には、必ず戦略計画があり、と同時に一方で、戦略態勢が形成されているものである。とりわけ企業経営体の場合、戦略態勢としての最大、かつ基本的な要因は人的資源と、そして、そのための組織態勢である。

人的資源と、組織態勢が各々、企業経営戦略のもとで経営的諸機能を遂行し、こうした過程でその経営体の従来の「体質」を漸次変えていき、そして、所与の目標を達成していくという経済・社会的役割の発揮こそ、今日、企業経営体本来の経営的使命ではないかと考える。この点、国際化が急速に拡大しつつある環境条件のもとで戦略計画の意義は基本的に、きわめて重要かつ大きいと思われる。

顧みて、従来わが国の港湾と港湾機能の態勢整備をめぐる環境条件のもとで、さきに述べた戦略が真に、総合的に存在していた、と言えるであろうか。つまり、従来伝統的な公共規制政策のもとでそうした諸関係、仕組みの戦略計画は、基本的に戦略それ自体が不明確、そして未浸透でもあったために、機能的には一部分の主体者によってしか推進されてこなかったのではないかとと思われる。その意味では、伝統的な公共規制政策を基軸とした港湾のパラダイムには、戦略が真に、存在していなかったのではないかと考える。

第3に、創造性である。

パラダイムには、さきの2つの要件とともに、創造性も重要な条件である。なぜならば、パラダイムは本来、当該経済主体が将来理想とする達成目標の「追求像」でもあるから、当然その戦略計画の推進過程で、とりわけ人的資源による創造性の発揮が、そのための必要不可欠な条件と考えられる。その意味では、真のパラダイムは、当該経済主体の人的資源による主体的な変革と、そしてその戦略計画と、加えて創造性の発揮を基本的要件、ないしは推進力として展開されるものと考ええる。

この創造性の発揮は、従来当該経済主体が、港湾と港湾機能の態勢整備をめぐって、どの程度、どのような役割を果たしてきたのかに依存するであろうが、本来その主体内にこうした自主的な形成、育成意識があったのか否かにも大きく左右されると思われる。したがって、従来そうした諸関係、仕組みの展開のもとで、多くの当該経済主体に、こうした意識が十分浸透、定着していたならば、今日、港湾のパラダイムはより一層変わっていたであろう。したがって、もしそうであったならば、従来のそうした諸関係、仕組みに対する、上述したヒト、労働力、そして人間としての社会的理解、認識はおそらく、「もっとプラスの方向に変わっていたに違いない」と考えられる。この点、従来の港湾のパラダイムが基本的に、法的措置を基軸として展開されてきた傾向にある歴史的過程のもとで、それは不可避的方向であったのかも知れない。

4. 新しい港湾のパラダイムと基本的課題

(1) 新しいパラダイムへの転換条件と課題

一般的に「在来型」から「革新型」へ転換していく場合、それを方向づける基本的要因なり、その契機となるべく要因を認識することが、なによりも不可欠と思われる。したがって、これまで述べてきた新しいパラダイムへの転換のために最も重要視すべき要因は、なによりもまず、国際化の「波」である。

国際化が、単に資本主義経済体制それ自体の隘路打開策としての「新しい波の勢い」なのか、それとも、その高度な発展段階への契機としての「勢い」なのかは別として、基本的に、ヒト、モノ、カネ、そして情報等の従来のあり方を漸次、新たな国際的共通態勢へ、そしてまた、新たな国際的融合化の方向へ推進していくのではないかと考える。この点、たとえば、わが国港湾をめぐる24時間オープン態勢、そして港湾と、港湾運送事業をめぐるアイデンティティ、さらには港湾労働の新たな主体的意識の形成等々は、今後の課題として従来以上にさらに検討すべき対象となるであろう。

その場合、港湾労働の主体的意識の形成とは基本的に、団体組織としての主体性ではなく、むしろ個人としての主体的意識であり、こうした面での主体性の形成、確立こそ、本来人的資源として、港湾労働の担うべき課題ではないかと思われる。

(2) 新しいパラダイムの育成条件と課題

新しい港湾のパラダイムが形成、育成されていく過程で本来、なによりも望まれる点は、パラダイムそれ自体の、「内部的な」創造、復活と、そして「外部的な」支援策ではないかと思う。なぜならば、パラダイムそれ自体は「創られる」よりも「創る」べき、そして「支援される」よりも「支援する」はずの性格のものであるからである。

パラダイムそれ自体の、「内部的な」創造、復活とは、経済・社会的に、港湾と港湾機能の態勢整備を担う各経済主体のパラダイムの創造であり、と同時に一方で、そのための、当該主体による実践的な復活策ではないかと考えられる。

しかも、新しい港湾のパラダイムが、単に国内経済・社会活動の面からだ

けではなく、広く国際経済・社会活動の面からも形成、育成されることが今日、なによりも望まれるのである。したがって、今後こうした形成、育成策が漸次、推進、促進されていくなればこそ、わが国の港湾と港湾機能をめぐる諸関係、仕組みはより本質的に、国際化志向の態勢整備策として評価されるべきであろう。

そのためにも、本来、「外部的な」支援策がますます望まれるであろう。ここでの「外部的な」支援策とは、外部経済主体として単に港湾機能の合理化の推進主体としてだけではなく、その合目的化の促進主体としての積極的な支援策である。この点、従来ややもすると、当該経済主体が規制当局の公共規制政策のみに依存しかちであったため、そうした国際化志向型の諸対策は、基本的に、決して外部経済部門の主体的意識、ないしは主体性によって展開されてきたはずの性格のものではなかった、と言えよう。したがって、今後、そうした「外部的な」支援策の助成等のためにこそ、規制当局の果たすべき役割は重要かつ大きいと思われる。

それゆえに、新しい港湾のパラダイムの形成、育成のために、なによりも重要視すべき点は、規制当局の基本的変革意識と考える。